

## 第3次食育推進基本計画の方向性（主な論点）（案）

### 1. 第2次計画の進捗状況を踏まえた今後の課題

#### （1）目標指標の状況

- 第2次食育推進基本計画のもと、農林漁業体験を経験した国民の割合について目標値を上回っているほか、他の指標についても改善がみられており、食育の取り組みが着実に推進されている。しかしながら、朝食を欠食する国民の割合（20～30歳代男性）や学校給食における地場産物を活用する割合のように、改善がみられていない指標もある。
- 改善がみられている指標においても、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数、栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合、内臓脂肪症候群の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合などについては、20歳代を中心とする若い世代においてその値が低い傾向がみられる一方、これらの世代をターゲットにした施策は少ない状況がみられる。また、子供の朝食の欠食についても改善がみられているものの、食欲がない、食べる時間がない、朝食が用意されていないといった理由で欠食する子供もいる。
- また、より適切な指標となるよう、指標の設定方法や調査質問項目などについて検討していく必要性が指摘されているものもある。（例：朝食を欠食する国民の割合、栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合、内臓脂肪症候群（メタリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事等を継続的に実施している国民の割合、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合など）
- 市町村においては、食育推進計画を作成している市町村の割合が71.5%（平成26年3月末現在）となっており、多くの市町村において食育の取り組みが行われてきている。しかしながら、都道府県別にみると市町村計画作成率が10自治体において100%となっている一方で、7自治体においては50%未満となっている。

## (2) 今後取り組むべき課題

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために、今後も国、地方公共団体をはじめ多様な関係者が継続して食育の推進を行うことが必要である。第2次計画の進捗状況や食育推進評価専門委員会におけるこれまでの議論等を踏まえ、今後取り組むべき課題として以下のようなものが考えられるのではないか。

### ○特に施策を充実させる必要があるターゲット

#### ・ 20歳代を中心とする若い世代への食育の推進

生涯を通じた間断ない食育の推進が引き続き重要である。特に若い世代において朝食の欠食が多いこと、家族との共食の回数が少ないこと、栄養バランス等に配慮した食生活を送っている人が少ないことなどが見られるが、若い世代に対する施策が少ないことから、今後、これらの世代に対する施策の充実が必要ではないか。

20歳代男女に対するフォーカスグループインタビューでは、食育は「マナー」や「健康」のために重要と考えており、女性からは「子供に伝えたい」、「良い親になりたい」といった意見もみられる。また、一人暮らしにより食生活が悪化、或いは健康を害すなど体調の変化を実感した者もあり、「一人暮らしをする前までに食育に関する知識・技能等を身に付けておいたほうがよい」という意見が出された。さらに、具体的なデータによる効果の提示など「わかり易い情報の発信」や「勤務する会社で食育の機会」があることが必要との意見が出された。若い世代に対する施策の充実にあたっては、これらの実情を踏まえて検討する必要があるのではないか。

#### ・ 家族形態等の多様化に対応した食育の推進

家庭における共食を通じた子供への食育の推進はこれまでどおり重要である。しかしながら、朝食を欠食する子供やひとりで食べる子供が依然として見られる。

また、70歳代女性では、「ほとんど毎日」1日のすべての食事を一人で食べている人が約2割いるというデータもある。

これらのことから、共働き世帯やひとり親世帯、一人暮らし高齢者など家族形態等が多様化している現状を踏まえた施策の充実が必要ではないか。

○近年の食を取り巻く動向を踏まえて充実させる必要がある事項

・ 地域の郷土料理など食文化の継承と情報発信

「和食」がユネスコ無形文化遺産への登録を踏まえ、地域の食文化の継承などの取組を強化していく必要があるのではないか。

・ 持続可能な社会の実現に向けた取組

世界の食料事情などを踏まえ、世界の食料支援量（約310万トン\*）の約2倍に上る日本の食品ロス（約500～800万トン）の削減につながるよう、食生活が自然の恩恵の上に成り立っており食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて感謝の念や理解が深まる取組など、持続可能な社会の実現に向けた取組の充実が必要ではないか。

\*WFP 国連世界食糧計画 「The World Food Programm's Achievements in 2013」

○食育を推進する社会環境づくり

- ・ 食育の推進については、多様な関係者が、その特性等をいかしつつ、互いが密接に連携・協力して、食育に関する施策の実効性を高めていくことが重要であり、今後も目標の達成に向けて、国、地方公共団体及び関係機関・関係団体など関係者がネットワークを築き、課題の解決に向けた社会環境づくりの取組を推進していく必要があるのではないか。
- ・ 食育推進計画未作成の理由については、「部局間の連携がとれない」、「人材不足」といった理由があげられていることから、すべての市町村において計画の作成が行われ、食を通じた人づくり、地域づくりが行われるよう、今後も国及び都道府県から情報の提供など適切な支援を行う必要があるのではないか。

## 2. 第3次計画の方向性について

### (1) 計画の構造

第2次計画の構造（第1～第4）と同様とすることでよいか。

### (2) 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」について

基本的な取組方針は、第2次計画と同様に1～7について示すこととし、重点課題については、「1. 第2次計画の推進状況及び今後取り組むべき課題」を前提として議論してはどうか。

【参考】＜第2次計画 重点課題及び基本的な取組方針＞

#### 1. 重点課題

- (1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- (3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

#### 2. 基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

### (3) 「第2 食育の推進の目標に関する事項」について

#### 1) 目標の考え方

目標の考え方は第2次計画と同様に、「国民運動として食育を推進するにふさわしい項目」としてはどうか。

【参考】＜第2次計画 目標の考え方（抜粋）＞基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする。

2) PDCA サイクルの実施に向けた目標と施策の整理

重点課題も含め目標指標を定めるとともに、目標達成に向けた主な施策を明らかにすることにより、推進状況の把握や、必要に応じた改善方策の検討をしやすいとはどうか。

3) 目標指標の構造化、整理合理化

目標指標の構造化や整理合理化を検討してはどうか。

【構造化の例】

- ・食育に関する「意識・知識」に関する指標

(第2次計画では、食育に関心のある国民の割合、食べ方に関心のある国民の割合、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合、が該当)

- ・食育を促進、または阻害する個人の「行動」などに関する指標

(第2次計画では、朝食を欠食する国民の割合、朝食または夕食を家族と一緒に食べる回数の増加、栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合、内臓脂肪症候群の予防や改善のための適切な食事等を継続的に実施している国民の割合、農林漁業体験を経験した国民の割合、が該当)

- ・個人の行動などの指標の改善に向けた支援体制などの「環境づくり」に関する指標

(第2次計画では、学校給食における地場産物を使用する割合、食育の推進に関わるボランティアの数、推進計画を作成・実施している市町村の割合が該当)

【目標指標と施策の整理の枠組み例】

		意識・知識		行動		環境づくり	
課題		・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
達成すべき目標指標							
対象(ターゲット)							
国及び地方公共団体における	国民への直接的な働きかけ						
	関係機関・団体等の取組を促進するための働きかけ						
	食育を推進するための基盤的な社会環境づくり						

(4) 「第3 食育の総合的な促進に関する事項」について

第2次計画と同様の柱だて（食育基本法第3章基本的施策 第19条～第25条の同様）としてはどうか。

【参考】＜第2次計画 第3部分の項目＞

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(5) 「第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について

「第3 食育の総合的な促進に関する事項」を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、第3の各項目に横断的に必要な事項について、記載することとしてはどうか。

【参考】＜第2次計画 第4部分の項目＞

1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体における推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し